

朝倉市公立保育所機械警備業務委託概要

1 委託名称

朝倉市公立保育所機械警備業務委託（長期継続契約）

2 業務の目的

警備対象施設への不法侵入及び盗難並びに火災等の異常事態を早期発見し、施設物件の保全を図ることを目的とする。

3 警備対象施設

（1）朝倉市公立保育所9ヶ所

※ 別表「警備対象施設一覧表」のとおり

4 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 警備責任時間

機械警備：機械警備を開始した時点から解除された時点までとする。

火災監視：24時間とする。

6 警備の方式と方法

（1）機械警備とする。

（2）機械警備の監視項目は、防犯及び火災とする。

（3）別表に定める施設毎に受注者標準の警備装置（人感センサー等の感知機器類及び警備開始や解除を行う操作機器などを含む）を取り付けるものとする。

（4）発注者が設置する自動火災報知設備受信機に警備装置を接続し、火災監視を行うものとする。

（5）警備開始や解除を行う操作機器は、タグ式やICカード式等の非接触型を基本とする。

（6）警備装置は、あらかじめ発注者と協議の上、機器配置図を作成し、承諾を受けてから設置するものとする。

7 警備実施要領

（1）警備開始時

- ① 発注者は、防犯、防災、その他事故防止上必要な処置をし、操作機器で警備開始の操作を行う。

- ② 受注者は、発注者の警備開始の操作によって自動的に通報される信号を確認し、警備を開始するものとする。

(2) 警備終了時

- ① 発注者は、安全を確認し、警備解除の操作を行う。
- ② 受注者は、発注者の警備解除の操作によって自動的に通報される信号を確認し、警備を終了するものとする。

(3) 警備実施中の発注者の入室

- ① 警備実施中に入室しようとする発注者及び発注者の関係者は、受注者に対し、氏名、用件及び所要時間を告げ、警備中断を連絡する。なお、受注者は、発注者から警備中断の連絡とあわせて機械警備解除（開錠を含む）及び機械警備開始（施錠を含む）の依頼があった場合は、措置するものとする。
- ② 発注者の在室中の警備は、発注者の責任において実施する。

8 警備任務及び緊急時における措置

(1) 監視情報異常の早期発見と対応および処置

- ① 受注者の設置する警備装置の機能
受注者の設置する警備装置は、警備対象施設で発生した異常事態を指令センター（機械警備基地局）へ自動的に通報するものとする。
- ② 指令センター（機械警備基地局）の対応
指令センター（機械警備基地局）は、警備装置を間断なく監視するとともに警備員との相互連絡を密にし、有事即応の体制を保持するものとする。
- ③ 警備員の対応
警備員は、警報装置の発報時にあっては、警備業法第43条の規定により定めた「機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年1月13日福岡県公安委員会規則）」の定めるところにより、25分以内に警備対象施設に到着するものとする。
- ④ 移報監視業務
受注者は遠隔監視、現場確認、定められた緊急連絡先への通報を行うが、設備異常の復旧措置は警備員の可能な程度を限度とし、これを超えるものについては発注者によって行われるものとする。

(2) 事故確認時における緊急連絡先及び関係機関への通報連絡

- 警備員は、警備対象施設において盗難、火災等の事故を察知した場合、直ちに警察、消防等の関係機関に通報するとともに被害拡大の防止に努め、状況に応じて現場保存の措置を取るものとする。
- ① 発注者は、緊急連絡先を受注者に報告するものとする。

- ② 受注者は、必要と認めた場合は、時間を問わず緊急連絡先へ連絡するものとする。
- ③ 発注者は、緊急連絡先に変更のある場合は、直ちに受注者に連絡するものとする。

9 警備装置の設置及び工事費

- (1) 警備装置及びこれに付随する一切の設備は受注者が設置し、受注者の所有物とする。
- (2) 警備装置の設置費及び本業務に付随する諸経費は全て受注者の負担とし、委託料に含むものとする。
- (3) 警備装置の設置作業期間は、原則として業務着手日より起算した14日以内とし、発注者と受注者とが協議の上、決定する。なお、警備装置が設置され、正常に稼働するまでの期間については、警備開始から概ね3時間毎に巡回警備を行うものとし、その費用は委託料に含むものとする。
- (4) 契約が終了したときは、速やかに警備装置を撤去し、発注者による検査を受けなければならない。なお、原形に復旧するものとし、撤去に要する費用は、全て受注者の負担とする。
- (5) 警報移送に用いる電話回線は、一般回線または専用回線を利用するものとする。なお、受注者は、発注者が警備対象施設で使用している一般回線を無償で利用することができる。専用回線を利用する場合は、設置費及び本業務に付随する諸経費は全て受注者の負担とする。(ただし、電気料金を除く。)
- (6) 前年度までの契約業者が落札した場合も警備装置は、一度すべて撤去し再設置するものとする。

10 保守点検

受注者は、設置された警備装置の機能を保全するため、適宜保守・点検を行う。

なお、保守点検に要する費用は受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失により警備装置が故障した場合はこの限りでない。

11 損害賠償

受注者は、警備実施中に受注者の過失により、発注者の職員及び財産並びに第三者に損害を与えた場合は、その全てについて受注者が損害賠償責任を負わなければならない。受注者は損害賠償に備え、損害保険等に加入するなどの対策を講じるものとする。ただし、次の事項については免責とする。

- (1) 天災地変等その他不可抗力による場合。

- (2) 警備装置が正常に作動したにもかかわらず、受注者の責任とならない理由で、通信回線に異常があったことが原因の場合。
- (3) 発注者の責任となる理由により、警備装置が正常に作動しなかった場合。

1 2 検査

発注者は、警備装置の作動状況、警備車両及び警備員の配置状況等を予告なしで検査できるものとする。

1 3 鍵の貸借

- (1) 発注者は、業務に必要な箇所の鍵を複製し、受注者に貸与するものとする。
なお、受注者は、貸与された鍵の預り証を発行するものとする。また、鍵の保管を確実にし、契約終了（契約解除）後は返却するものとする。
- (2) 発注者は、鍵の追加又は変更がある場合は、直ちに受注者に連絡し、貸与するものとする。
- (3) 警備員の交代の際は、鍵の本数及び変形等をチェックのうえ引継ぎを行うものとする。
- (4) 貸与された鍵は、警備対象施設の警備を行うときのみに使用するものとする。

1 4 出動料金

緊急時その他の出動料金は、その一切を委託料に含む。

1 5 警備員の服装、装備、知識及び技能

- (1) 警備員の服装は、公安委員会へ届け出た所定の制服、制帽（防護ヘルメット）を着用するものとする。
- (2) 警備員は、警備車両、無線機、警戒棒、警笛、懐中電灯、携帯電話、身分証明書を装備するものとする。
- (3) 警備員は、法定教育による諸知識、関係法令、護身術、救急法、その他必要な知識、技能を有するものとする。

1 6 提出書類

- (1) 受注者は、業務開始前に次に示す書類を、発注者に提出するものとする。
 - ①警備実施計画書
 - ②損害賠償保険証の写し

- (2) 受注者は、日々の警備において、警備装置からの異常通報による巡回の際に対処した重要な事項は、速やかに発注者へ文書で報告するものとする。
- (3) 警備報告書は、警備対象施設毎に作成し、翌月10日までに発注者へ提出するものとする。

1.7 発注者が負担する費用

- (1) 警備対象施設で使用する一般回線を利用する場合は、警備信号（警備操作、異常警報、定時通信等）にかかる費用は発注者の負担とする。
- (2) 警備装置にかかる電気料金は発注者の負担とする。
- (3) 発注者の事情による契約期間中の警備対象施設の増改築や改修、警備範囲の変更等による警備装置の移設、撤去又は増設等の工事にかかる費用は、発注者の負担とする。

1.8 その他

- (1) 発注者及び発注者の関係者は、警備対象施設内での現金、貴重品等の保管は避けるものとする。やむを得ず保管する場合は、移動不可能な金庫を使用するように努める。
- (2) 受注者は、天災地変、停電、通信回線及び通信事業者の障害等（メンテナンスを含む。）受注者に責任のない原因でサービスが提供できない状況が発生したときは、その状況が止むまでの間、サービス提供を停止するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項について、定める必要が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ、文書により取り決めるものとする。
- (4) 契約期間中に、警備対象施設が民間委託や統廃合等によって減ずる場合は、発注者と受注者とが協議の上、施設毎に業務委託料の精算をするものとする。

警備対象施設一覧表

保 育 所 名	所 在 地	施設延床面積	電 話 番 号
安川保育所	朝倉市千手 7 9 3 番地 1	777.49m ²	0946(22)4427
福田保育所	朝倉市小隈 2 7 7 番地 1	792.43m ²	0946(22)4419
蛭城保育所	朝倉市林田 2 4 4 番地	694.25m ²	0946(22)3991
黄金川保育所	朝倉市屋永 3 2 7 7 番地 1	801.60m ²	0946(22)4136
三奈木保育所	朝倉市三奈木 4 5 9 2 番地	689.00m ²	0946(22)2039
松末保育所	朝倉市杷木星丸 1 1 9 8 番地 1	493.00m ²	0946(62)0039
杷木保育所	朝倉市杷木林田 4 4 3 番地	838.57m ²	0946(63)3557
久喜宮保育所	朝倉市杷木久喜宮 8 5 6 番地 7	625.10m ²	0946(62)0309
志和保育所	朝倉市杷木志波 4 9 2 9 番地 2 4	581.50m ²	0946(62)2580